

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三十四号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成十八年佐賀県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は室」を削り、同条の表中「検査室」を削る。

第三条第四項に次の一号を加える。

十一 衛生上の簡易な試験検査に関すること。

第三条第五項第十六号中「（鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所に限る。）」を削り、同条第六項中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「（鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所に限る。）」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の施行に関すること。

第三条第七項第十三号中「（鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所に限る。）」を削り、同条第八項を削る。

第四条第一項中「、室に室長」を削る。

第五条第五項中「又は室長」を削り、「その課又は室」を「その課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。